

鹿 児 島 県 公 報

令和元年 9 月 27 日（金）第 42 号の 5



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

訓

令

- 鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令（※）（税務課取扱い） 1
○鹿児島県税事務決裁規程の一部を改正する訓令（※）（税務課取扱い） 14

訓

令

鹿児島県訓令第 1 号

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 9 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県税事務処理規程（昭和39年鹿児島県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第83条」を「第90条」に，「第 8 節 自動車取得税（第84条—第90条）」を
「第 8 節の 2 軽油引取税（第91条—第95条の17）」を
「第 8 節 軽油引取税（第91条—第95条の17）」に，「第96条」を「第95条の18」に改める。

第38条第 2 項中「法人事業税・地方法人特別税申告期限延長承認（不承認）通知書」を「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税申告期限延長承認（不承認）通知書」に改め，同条第 3 項中「法人事業税・地方法人特別税の申告納付期限延長承認通知書」を「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の申告納付期限延長承認通知書」に改める。

第44条第 1 項中「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税調定決議書」を「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税調定決議書」に改め，同条第 2 項中「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税のみならず申告のお知らせ」を「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税のみならず申告のお知らせ」に改める。

第44条の 2 第 1 項中「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税徴収猶予承認通知書」を「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税徴収猶予承認通知書」に，「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税徴収猶予不承認通知書」を「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税徴収猶予不承認通知書」に改める。

第44条の 4 第 2 項中「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税徴収猶予取消通知書」を「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税徴収猶予取消通知書」に改める。

第47条中「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税に係る課税標準額等の通知書」を「法人県民税・法人事業税に係る課税標準額等の通知」に改める。

第 2 章第 8 節の節名を削る。

第80条から第90条までを次のように改める。

第80条から第90条まで 削除

第 2 章第 8 節の 2 を同章第 8 節とする。

第 2 章第 9 節中第96条の前に次の 6 条を加える。

(申告書等の処理)

第95条の18 鹿児島地域振興局長は，環境性能割の納税義務者から自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）（地方税法施行規則第16号の43様式）（添付書類を含む。以下この

節において「申告書」という。)若しくは自動車税環境性能割修正申告書(規則別記第139号様式又は規則別記第140号様式)(添付書類を含む。以下この節において「修正申告書」という。)又は環境性能割に係る申請書の提出があつたときは、その内容について精査の上、必要な事項について電算処理をしなければならない。

(納税義務の免除又は徴収猶予の申告に係る処理)

第95条の19 鹿児島地域振興局長は、環境性能割の納税義務の免除又は徴収猶予に係る申告があつたときは、自動車税環境性能割関係申告整理簿(別記第113号様式の4)に必要な事項を記載して整理し、その処理の状況を明確にしておかなければならない。

2 鹿児島地域振興局長は、前項の申告について、調査し、当該申告が真実であると認めるときは自動車税環境性能割関係決議書(別記第113号様式の5)により納税義務の免除又は徴収猶予の処理をした上、自動車税環境性能割関係承認通知書(規則別記第136号様式)により、真実でないとき又は自動車税環境性能割関係決議書により処理した上、自動車税環境性能割関係不承認通知書(規則別記第137号様式)により、当該申告者にその旨を通知しなければならない。

(申告書と賦課資料との照合)

第95条の20 鹿児島地域振興局長は、第95条の18の規定により提出があつた申告書又は修正申告書の記載内容について、自動車登録ファイル又は軽自動車に係る自動車検査証若しくは使用の届出書により照合し、その結果当該申告書又は修正申告書に記載された事項が照合したところと異なるとき、又は申告書若しくは修正申告書を提出すべき者が申告書若しくは修正申告書を提出していないことが明らかとなつたときは、自動車税環境性能割調査書(別記第113号様式の6)を作成し、更正又は決定の処理をしなければならない。

(加算金に係る処理)

第95条の21 鹿児島地域振興局長は、環境性能割に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金を決定する場合においては、当該加算金額の計算の基礎となつた税額に係る処理と併せて行わなければならない。

(調定)

第95条の22 鹿児島地域振興局長は、申告書若しくは修正申告書の提出があつたとき、又は更正若しくは決定若しくは加算金に係る処理をしたときは、自動車税環境性能割調定決議書(別記第113号様式の7)により調定しなければならない。

(環境性能割に係る減免の処理)

第95条の23 鹿児島地域振興局長は、条例第100条の9第2号に掲げる自動車の取得に係る環境性能割の減免の申請があつたときは、その内容を精査の上、自動車税環境性能割関係決議書により処理し、その結果を自動車税環境性能割関係承認通知書又は自動車税環境性能割関係不承認通知書により当該申請をした者に通知しなければならない。

2 鹿児島地域振興局長は、前項の規定により環境性能割の減免を承認したときは、当該減免の申請書に記載された身体障害者又は精神障害者が交付を受けている身体障害者手帳(戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳)、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の備考欄又は余白に自動車税減免済印(別記第113号様式の8)を押印しなければならない。

第96条第1項中「鹿児島地域振興局長」を「鹿児島地域振興局長」に、「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税申告書(地方税法施行規則別記第16号の9様式)」を「申告書」に改め、同条第2項中「鹿児島地域振興局長」を「鹿児島地域振興局長」に改める。

第97条第1項中「鹿児島地域振興局長」を「鹿児島地域振興局長」に、「から第8号まで」を「から第7号まで」に、「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税課税免除(減免)決議書」を「自動車税種別割課税免除(減免)決議書」に、「自動車税課税免除承認(不承認)通知書(規則別記第144号様式)」を「自動車税種別割課税免除承認(不承認)通知書(規則別記第143号様式の3)」に改め、同条第2項中「鹿児島地域振興局長」を「鹿児島地域振興局長」に、「自動車税課税免除(減免)取消決議書」を「自動車税種別割課税免除(減免)取消決議書」に、「自動車税課税免除(減免)取消通知書」を「自動車税種別割課税免除(減免)取消通知書」に改め、同条第3項中「鹿児島地域振興局長」を「鹿児島地域振興局長」

に、「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税台帳」を「自動車税種別割台帳」に改める。

第97条の2第1項中「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税課税免除（減免）決議書」を「自動車税種別割課税免除（減免）決議書」に、「自動車税減免決定通知書」を「自動車税種別割減免決定通知書」に、「自動車税減免不承認決定通知書」を「自動車税種別割減免不承認決定通知書」に改め、同条第2項中「自動車税課税免除（減免）取消決議書」を「自動車税種別割課税免除（減免）取消決議書」に、「自動車税課税免除（減免）取消通知書」を「自動車税種別割課税免除（減免）取消通知書」に改め、同条第3項中「第90条第2項」を「第95条の23第2項」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第98条第1項中「鹿児島地域振興局長」を「鹿児島地域振興局長」に、「すでに」を「既に」に、「自動車税課税保留決議書」を「自動車税種別割課税保留決議書」に改める。

第99条第1項中「鹿児島地域振興局長」を「鹿児島地域振興局長」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「鹿児島地域振興局長」を「鹿児島地域振興局長」に、「自動車税額異動通知書」を「自動車税種別割額異動通知書」に、「自動車税の」を「種別割の」に改める。

第100条中「鹿児島地域振興局長」を「鹿児島地域振興局長」に、「自動車税調定決議書」を「自動車税種別割調定決議書」に改める。

第141条第4項第2号中「ちよう付された」を「貼付された」に改め、同条第6項中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

第191条第1項中「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に改める。

第221条第1項中「自動車税台帳」を「自動車税種別割台帳」に改める。

別表の2の表中「自動車取得税関係申告整理簿」を「自動車税環境性能割関係申告整理簿」に改め、別表の3の表中「督促状発付発送簿」を「督促状発付発送簿兼滞納整理票交付簿」に改める。

別記様式目次中「第50号様式 法人事業税・地方法人特別税の申告納付期限延長承認通知書」を「第50号様式 法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の申告納付期限延長承認通知書」に、「第54号様式 法人県民税・法人事業税・地方法人特別税調定決議書」を「第54号様式 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税調定決議書」に、「第55号様式 法人県民税・法人事業税・地方法人特別税のみならず申告のお知らせ」を「第55号様式 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税のみならず申告のお知らせ」に、「第56号様式 法人県民税・法人事業税・地方法人特別税に係る課税標準額等の通知書」を「第56

号様式 法人県民税・法人事業税に係る課税標準額等の通知について」に、
第88号様式 自
第89号様式 自
第90号様式 自
第91号様式 自
第92号様式 自

「第114号様式
第115号様式
第116号様式
第117号様式
第118号様式
第119号様式
自動車取得税関係申告整理簿
自動車取得税関係決議書
自動車取得税調査書
自動車取得税調定決議書
自動車取得税減免済印
」

を「第88号様式から第92号様式まで 削除」に、
「第113号様式の4 自動車税環境性能割関係申
第113号様式の5 自動車税環境性能割関係決
第113号様式の6 自動車税環境性能割調査書
第113号様式の7 自動車税環境性能割調定決
第113号様式の8 自動車税減免済印
第114号様式 自動車税種別割課税免除（減免）
第115号様式 自動車税種別割課税免除（減免）
第116号様式 自動車税種別割課税免除（減免）
第117号様式 自動車税種別割課税保留決議書

第 118 号 様 式 自 動 車 税 種 別 割 税 額 異 動 通 知 書
 第 119 号 様 式 自 動 車 税 種 別 割 調 定 決 議 書

告 整 理 簿
 議 書

議 書

決 議 書 に 改 め る。
 取 消 決 議 書
 取 消 通 知 書

」
 別 記 第 50 号 様 式 中 「 法 人 事 業 税 地 方 法 人 特 別 税 の 申 告 納 付 期 限 延 長 承 認 通 知 書 」 を 「 法 人 事 業 税 特 別 法 人 事 業 税 の 地 方 法 人 特 別 税

申 告 納 付 期 限 延 長 承 認 通 知 書 に 改 め る。

」
 別 記 第 54 号 様 式 中 「 法 人 事 業 税 調 定 決 議 書 地 方 法 人 特 別 税 」 を 「 法 人 事 業 税 調 定 決 議 書 地 方 法 人 特 別 税 」 に、

「

地 方 法 人 特 別 税						
所 得 割 に 係 る 地 方 法 人 特 別 税 額						
収 入 割 に 係 る 地 方 法 人 特 別 税 額						

を

」

「

特 別 法 人 事 業 税 又 は 地 方 法 人 特 別 税						
所 得 割 に 係 る 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額						
収 入 割 に						

に 改

」

係る特別 法人事業 税額又は 地方法人 特別税額						
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--

める。

別記第55号様式中 「法人 県民税 事業税のみならず申告のお知らせ」 を 「法人 県民税 事業税のみならず 特別法人事業税 地方法人特別税」

申告のお知らせ に、

法人事業税・ 地方法人特別税	所得割	円×一	円	を
	付加価値割	円×一	円	
	資 本 割	円×一	円	
	収 入 割	円×一	円	
	地方法人特別税	円×一	円	
	延 滞 金		円	

法人事業税・特別 法人事業税又	所得割	円×一	円	に
	付加価値割	円×一	円	
	資 本 割	円×一	円	
	収 入 割	円×一	円	

は 地 方 法 人 特 別 税	特別法人事業税又は 地方法人特別税	円 × 一	円
	延 滞 金		円

改める。

別記第56号様式を次のように改める。

別記第56号様式（第47条関係）

通知年月日：

知事 殿

法人 県 民 税 に係る課税標準額等の通知について

このことについて、次のとおり通知します。

法人番号	変更前（ ）							
（フリガナ）								
法人名								
主たる事務所等の所在地								
事業年度	から	申告期限の延長月数						
	まで							
連結区分	事業税	月						
	県民税	月						
事業年度区分	適用	資本金等の額						
資本金の額又は出資金の額	資本金の額又は出資金の額（解散時点）	資本金の額及び資本準備金の額の合算額						
税務官署の通知年月日	税務官署の処理区分	減額更正の理由						
法人税申告年月日	税務官署の申告区分							
申告処理年月日	申告処理区分							
税務署								
課税標準額の総額	法人所得	年400万円以下	円	重加算金	対象所得	円		
		年400万円超 年800万円以下	円		対象付加価値	円		
		年800万円超	円		対象資本等	円		
		計	円		対象収入金額	円		
	業割	軽減税率不適用法人の金額	円	申告加算金	対象所得	円		
		付加価値割	円		対象付加価値	円		
		資本割	円		対象資本等	円		
		収入割	円		対象収入金額	円		
	その他	（使途秘匿金税額等）	（ ）円	過少申告加算税額	無申告加算税額	円		
		法人税割	円		重加算税額	円		
（非PE分）		（ ）円	重加算税対象所得金額		円			
差引所得に対する法人税額		円						
分割基準	種類	内訳	総数					
	法人事業税							
	法人 都 道 府 県 民 税	人	人					
	関係都道府県の事務所等所在地		分割都道府県数					
その他の控除額	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	円	仮装経理	対象所得金額	円	租税条約	対象所得金額	円
	都道府県民税分	円		対象付加価値	円		対象付加価値	円
	市町村民税分	円		対象資本等	円		対象資本等	円
	（個別）控除対象所得税額等相当額の控除額の総額	円		対象収入金額	円		対象収入金額	円
	都道府県民税分	円	対象法人税額	円	対象法人税額	円		
	市町村民税分	円	補正後の従業者数の総数	人	軌道又は鉄道の売上高とその他部門の売上高	円	特定寄附金の合計額	円
	都道府県民税分	人	軌道又は鉄道の売上高	円	その他部門の売上高	円	欠損事業年度の所得金額（欠損金額）	円
	市町村民税分	人						
備考								

連絡先：

電話番号：
課税番号：

別記第88号様式から別記第92号様式までを次のように改める。

第88号様式から第92号様式まで 削除

別記第113号様式の3の次に次の5様式を加える。

第 113 号 様 式 の 4 (第 95 条 の 19 関 係)

自 動 車 税 環 境 性 能 割 関 係 申 告 整 理 簿

申 告 日	取 得 日	登 録 番 号	申 請 者	税 額	徴 収 猶 予 期 限	債 権 消 滅 に 伴 う 移 転 年 月 日	備 考													
							取 消 日	納 付 日	納 付 義 務 免 除 日											
			住 所 氏 名	(円)																

第113号様式の5（第95条の19，第95条の23関係）

起案日	年 月 日	決 裁	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	起 案 者	公印取 扱主任	
決裁日	年 月 日						通知日	決裁日と同じ
調定日	決裁日と同じ						取扱者	
自動車税環境性能割関係決議書								
決 議 内 容								
登 録 番 号 車 両 番 号				車 名				
車 種				車 台 番 号				
根 拠 規 定								
理 由								
調 査 事 項	納 税 義 務 者 の 住 所 又 は 所 在 地 及 び 氏 名 又 は 名 称							
	自 動 車 の 取 得 年 月 日							
	自 動 車 の 返 還 年 月 日							
	課 税 標 準 額							
	税 額							
	減 免 額							
	差 引 税 額							
備 考								
調 査 者 職 氏 名								印

第113号様式の6（第95条の20関係）

自動車税環境性能割調査書					
納税義務者住所 又は所在地及び 氏名又は名称					
登録番号 車両番号		新車時の価額			
初度登録年月 (年式)		耐用年数			
車種		取得年月日			
車名		経過年数			
型式		残価率			
車体の形状		車両の現況			
新車中古車の別		通常価額			
課税対象とならない もの及びその価額					
備考					
申告 期限	区分	当初の額	更正決定額	差引増減額	備考
年 月 日	課税標準額				
	税額				
	加算金				
更正決定の理由					
調査者職氏名		㊟			

第113号様式の7（第95条の22関係）

自動車税環境性能割調定決議書

年 月 日調定分

起案日	年 月 日	決 裁	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	起 案 者	公印取 扱主任		
決裁日	年 月 日						通知日	決裁日と同じ	
調定日	決裁日と同じ						取扱者		
区 分		増 調 定		減 調 定		合 計			
		件 数	調 定 額	件 数	調 定 額	件 数	調 定 額		
自 動 車	申 告		円		円		円		
	修 正 申 告								
	更 正								
	決 定								
	誤 び ゆ う								
	計								
	加 算 金	過少申告加算金 誤 び ゆ う							
		不申告加算金 誤 び ゆ う							
		重加算金 誤 び ゆ う							
		計							
軽 自 動 車	申 告								
	修 正 申 告								
	更 正								
	決 定								
	誤 び ゆ う								
	計								
	加 算 金	過少申告加算金 誤 び ゆ う							
		不申告加算金 誤 び ゆ う							
		重加算金 誤 び ゆ う							
		計							

※ 内訳は、別紙調定内訳書のとおり。

第113号様式の8（第95条の23関係）

年 月 日 減免済		担 当 者
自動車税 （環境性能割・種別割）	鹿 鹿児島 奄美	
本人・介添	介添者： ()	

別記第114号様式中「自動車税課税免除（減免）決議書」を「自動車税種別割課税免除（減免）決議書」に改める。

別記第115号様式中「自動車税課税免除（減免）取消決議書」を「自動車税種別割課税免除（減免）取消決議書」に改める。

別記第116号様式中「自動車税課税免除（減免）取消通知書」を「自動車税種別割課税免除（減免）取消通知書」に、「鹿児島県鹿児島地域振興局長」を「鹿児島県 長」に、「自動車税に」を「自動車税種別割に」に改める。

別記第117号様式中「自動車税課税保留決議書」を「自動車税種別割課税保留決議書」に改める。

別記第118号様式中「自動車税税額異動通知書」を「自動車税種別割税額異動通知書」に、「鹿児島県鹿児島地域振興局長」を「鹿児島県 長」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改める。

別記第119号様式中「自動車税調定決議書」を「自動車税種別割調定決議書」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の鹿児島県税事務処理規程に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

鹿児島県訓令第 2 号

鹿児島県税事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 9 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県税事務決裁規程の一部を改正する訓令
 鹿児島県税事務決裁規程（昭和43年鹿児島県訓令第10号）の一部を次のように改正する。
 第10条の表地域振興局等の長の部鹿児島地域振興局の項中「及び自動車取得税」を削る。
 別表第2の7の項を次のように改める。

7 自動車税			
	(1) 環境性能割の還付又は納税義務の免除（法165）		(1) 非課税自動車の取得、異動等の届出の受理（規則33） (2) 環境性能割の申告書又は報告書と賦課資料との照合（規程95の20）

別表第2中8の項を削り、9の項を8の項とする。

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。